

令和7年3月17日

1 補助金の手続き

- (1) 申請書のうち「事業収支計画書」には、補助事業収支明細書を記載するようになっていますが、根拠となる資料の添付は必要ですか？申請期限までにすべて揃えることができないおそれがあります。

A 実績報告の際には収支明細書の根拠資料が必要となりますが、申請段階では根拠となる見積書等の資料添付は必要ありません。

- (2) 産学連携型に申請する場合、申請時に特に提出が必要なものがありますか？

A 申請時に特に必要なものはありません。
ただし、申請時点で連携する大学等の研究機関と連携について合意していることが前提となります。なお、補助金の精算時には契約書が必要となりますので、補助金の交付決定後には共同研究等に関する契約書等を大学・研究機関等と締結してください。補助対象経費となるのは、契約日が補助金の交付決定日以降のものに限りま
すので、契約締結の際にはご注意ください。

- (3) どのような場合に計画変更申請が必要となりますか？

A 次の場合を除き、計画内容を変更する際には計画変更申請が必要となります。
手続きが必要かどうかについては、都度、担当窓口までご相談ください。
・20%以内の補助対象経費の減額
・補助対象経費の区分の変更
・目標達成に支障のない範囲での事業計画細部の変更

- (4) 実績報告は、連携先の企業等の経費を含め、代表事業者がまとめて報告することになりますか？

A 代表事業者が取りまとめて報告してください。

(5) パートナースhip構築宣言に係る宣言書の写しの提出は必須ですか？

A 必須ではありません。

代表事業者がパートナースhip構築宣言ポータルサイトに掲載されている場合のみご提出ください。審査時に加点扱いとなります。

2 補助対象

(1) 外注する部分は、補助対象経費として認められますか？

A 開発工程の一部であれば、外注した経費も補助対象として認められます。

ただし、次の点にご留意ください。

- ・ 1つの発注が10万円以上のものは、原則、2社以上の見積書をご提出ください。
- ・ 委託業務の特殊性等により随意契約とする場合には、その旨を客観的に説明する理由書をご提出ください。

(2) プロモーション経費は補助対象外とのことですが、テストマーケティングは対象になりますか？

A 製品やサービスの機能検証を目的としてマーケティング調査を委託して実施する場合は「調査等委託費」として補助対象となります。

一方で、テスト販売に係る費用といった、プロモーションや販売に係る費用は補助対象経費として認められません。

(3) 開発中の製品に、DXやIoTの技術を付加してさらなる機能を追加する場合、このデジタル化部分も補助対象となりますか？

A 開発中の製品に新機能を付加することで、新たな価値が提供でき、売上拡大が期待できるものであれば、補助対象として認められます。

(4) 機械装置を購入する際の輸送費（送料）は、補助対象経費に含まれますか？

A 輸送費（送料）は原則、補助対象外です。機械装置以外の試料や書類など通常行われる郵便や宅配便の送料も補助対象外です。

(5) 派遣社員の人件費は、直接人件費として認められますか？

A 派遣社員の人件費は、補助対象外です。直接人件費の対象とすることができる要件のひとつに「補助事業者が雇用している者」と定めており、派遣社員はこれに該当しないためです。詳しくは、「直接人件費の計算に係る実施細則」をご覧ください。

(6) 研究連携費について、寄付金は補助対象として認められますか？

A 事業者と大学等研究機関との間で締結された契約等（※）に基づく研究事業に要する経費が補助対象となります。このため、大学等への寄付金や負担金、また研究者への個人的な謝礼等は補助対象外です。

※研究内容、契約期間、契約金額等の記載があり、双方の合意があり、補助金の交付決定日以降に契約されたものをご用意ください。

(7) ECサイトで物品を購入する場合、仕様書やカタログ、発注書等がないケースがありますが、補助対象として認められますか？

A 仕様書やカタログ、発注書の代わりにスペック等の表記がされているサイト内のページを印刷したもの、発注した履歴が確認できるもの（購入画面の写真や購入完了メールの写し等）の提出により内容が確認できる場合は補助対象となります。ただし、請求書については省略できません。補助事業者宛の請求書の提出ができない場合は、補助対象外となります。

(8) クレジットカード払いは、補助対象として認められますか？

A 銀行等の金融機関及び郵便局による振込払いのみ補助対象となります。クレジットカード払いや現金、手形による支出、個人の立替払いは補助対象外となります。

(9) 海外の企業、大学等の研究機関との打合せの際に発生する翻訳・通訳費は補助対象として認められますか？

A 翻訳・通訳の経費については、補助対象外となります。

開発に係る打合せに通訳が同席する場合も補助対象外となります。

(10) 産学連携型又は企業連携型の場合、開発グループ内の連携する企業間の取引（機械装置の売買、据付工事、開発や試験の委託等）の費用は、補助対象として認められますか？

A 連携する事業者への支出は、補助対象外となります。

(11) 購入や委託の契約に当たって、電子契約は証拠書類として認められますか？

A 電子契約については個別に判断しますので、事前に担当窓口までご相談ください。

3 審査

(1) 審査会でのプレゼンテーションは、パワーポイント等、別の資料を用いて説明することは可能ですか？

A 不可となります。提出済の申請書（補助事業計画書及び事業収支計画書）をもとに説明していただきます。

(2) 産学連携の場合、審査会では、連携する大学の教授等も出席が必須となりますか？

A 代表事業者は出席が必須ですが、連携先の企業や大学等は必須ではありませんので、必要に応じての出席で構いません。

4 その他

(1) 連携先は海外の企業や大学でも問題ないですか？

A 代表事業者又は開発グループの事業者に広島県内企業が1社でも入っていれば、問題ありません。

(2) 研究開発の場合は、広島県外でも認められますか？

A 代表事業者又は開発グループの事業者に広島県内企業が1社でも入っていれば、認められます。